

事務事業名		不法投棄対策事業		<input type="checkbox"/> 実施計画登録事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略登録事業																															
政策体系	政策名	06 自然豊かな環境の保全と創造		事業期間		予算科目																															
	施策名	28 廃棄物処理対策の推進		<input type="checkbox"/> 単年度のみ		会計	款																														
	基本事業名	02 廃棄物の適正処理		<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始 年度～)		項	目																														
根拠法令		廃棄物の処理及び清掃に関する法律		<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度		事務事業区分																															
所属	部課名	生活副支部市民環境課		A 政策事業 B 施設整備		C 施設管理 D 補助金等																															
	課長名	安田由紀男		E 一般(A～D以外)																																	
	係名	環境衛生係	電話	27-3111																																	
	担当者	今野宏紀	内線	125																																	
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				全体計画(※期間限定複数年度のみ)																																	
<p>ごみの不法投棄を防止するため、啓発看板の設置等の意識啓発を図る。 また、衛生監視員(34人)を配置し、ごみの不法投棄や事業場排水等に関する監視、調査及び指導にあたる。 市民からの通報、衛生監視員からの報告、パトロール等で発見した不法投棄廃棄物について、市が処理すべきと判断された廃棄物の処理を行う。 事業費は、主に衛生監視員報酬、不法投棄防止啓発看板作成委託料、不法投棄処理委託料に支出される。</p>				<table border="1"> <tr><td>総投入量</td><td>国庫支出金</td><td></td></tr> <tr><td>事業費</td><td>都道府県支出金</td><td></td></tr> <tr><td>人件費</td><td>地方債</td><td></td></tr> <tr><td>(千円)</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>一般財源</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>事業費計(A)</td><td>0</td></tr> <tr><td></td><td>正規職員従事人数</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>延べ業務時間</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>人件費計(B)</td><td>0</td></tr> <tr><td></td><td>トータルコスト(A)+(B)</td><td>0</td></tr> </table>				総投入量	国庫支出金		事業費	都道府県支出金		人件費	地方債		(千円)	その他			一般財源			事業費計(A)	0		正規職員従事人数			延べ業務時間			人件費計(B)	0		トータルコスト(A)+(B)	0
総投入量	国庫支出金																																				
事業費	都道府県支出金																																				
人件費	地方債																																				
(千円)	その他																																				
	一般財源																																				
	事業費計(A)	0																																			
	正規職員従事人数																																				
	延べ業務時間																																				
	人件費計(B)	0																																			
	トータルコスト(A)+(B)	0																																			

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段(主な活動)		名称	
前年度実績(前年度に行った主な活動)		単位	
<ul style="list-style-type: none"> 衛生監視員を委嘱し、パトロールと指導にあたる。 不法投棄防止の意識啓発等を図るとともに、不法投棄廃棄物の処理を行う。 		ア	意識啓発事業の回数
今年度計画(今年度に計画している主な活動)		イ	啓発看板の設置基数
同上		ウ	
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
市民		名称	
不法投棄廃棄物		単位	
環境		カ	不法投棄廃棄物の発見箇所数
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		キ	
廃棄物に関する市民意識が向上する		ク	
不法投棄された廃棄物が適正に処理される。		⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)		名称	
発生したごみを適正に処理する。		単位	
		サ	処理して改善された不法投棄箇所の数
		シ	
		ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

投入量	事業費	財源内訳	単位	年度						
				27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(目標)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)	
投入量	事業費	国庫支出金	千円							
		都道府県支出金	千円							
		地方債	千円							
		その他	千円							
		一般財源	千円	3,051	2,972	3,597	3,597	3,597	3,597	
		事業費計(A)	千円	3,051	2,972	3,597	3,597	3,597	3,597	
	人件費	正規職員従事人数	人	5	5	5	5	5	5	
		延べ業務時間	時間	280	280	280	280	280	280	
		人件費計(B)	千円	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	4,171	4,092	4,717	4,717	4,717	4,717	
⑤活動指標	ア	回	1	1	1	1	1	1		
	イ	基	12	18	10	10	10	10		
	ウ									
⑥対象指標	カ	件	17	23	10	10	10	10		
	キ									
	ク									
⑦成果指標	サ	件	17	23	10	10	10	10		
	シ									
	ス									

事務事業ID	0086	事務事業名	不法投棄対策事業
--------	------	-------	----------

- (3) 事務事業の環境変化・住民意見等**
- ① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
 不法投棄された廃棄物については原則として原因者が処理することとなるが、案件のほとんどは原因者を特定できず、土地の所有者・管理者が処理せざるを得ない。こうしたことから、後を絶たない不法投棄に対して、便乗投棄の防止と環境の改善を図るため不法投棄された廃棄物の処理を実施。また、併せて新たな不法投棄を防止するための意識啓発事業を実施した。
- ② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
 廃棄物の減量化と再資源化を目的に、廃棄物に関する法令の整備が進められ、その種類に応じて様々な方法により処理しなければならなくなってきており、その大部分が有料である。そのため、不適正な方法により処理された廃棄物を放置したままにすることは、新たな不法投棄や不適正処理へとつながるため放置できない。こうしたことから、市民に対して、廃棄物の適正な処理方法の周知や、不適正処理防止についての指導と意識啓発が以前にも増して必要となっている。不法投棄物の内容としては、廃タイヤ、テレビ、冷蔵庫などの家電類や空き缶、空き瓶、ペットボトル等多くの種類の物が投棄されているのが見られる。
- ③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
 衛生監視員を含め、一般住民の方々から、不法投棄発見の情報と処理の依頼が寄せられる。また、私有地に不法投棄された原因者不明の廃棄物について、悪質であったり、規模が大きい案件は、市で処理して欲しいとの要望が出されることがある。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】 不法投棄された廃棄物の処理や市民に対しての意識啓発を図ることは、不法投棄の防止につながり、ごみの適正処理に結び付く。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】 廃棄物の処理に関しての指導・意識啓発は市が住民に対して行うべき事業である。また、市が管理する土地等へ不法投棄された廃棄物については、原因者が不明の場合は市が回収・処理しなければならない。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】 処理する廃棄物については、原因者不明で市が管理する土地に不法投棄されたものに限り、私有地に投棄されたもの、原因者が特定できるものまで市が処理すべきではない。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 <input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 不法投棄の防止、廃棄物の適正処理に関する指導と意識啓発を図ることによって、生活環境が改善される。震災以降は不法投棄が増加傾向にあるため、より一層の意識啓発に努める必要がある。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】 継続した意識啓発が成果を向上させるため、休止・廃止はできない。また、不法投棄廃棄物の処理についても、指導する側の立場である市が、市有地内に投棄された廃棄物を放置したままにすることは出来ない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 事業費を削減した場合、市が処理すべきすべての廃棄物の処理が困難になる可能性があり、便乗投棄等を増長させるおそれがある。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 衛生監視員事業や大船渡市公衆衛生組合連合会事業と関連した事業であるため、その担当課が事務を担当すべきである。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 処理している不法投棄廃棄物は、市有地に投棄されたものであり、また、意識啓発事業についても全市民を対象に実施しているものである。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果																					
1 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) → 3 終了・廃止・休止	左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																					
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 震災後は不法投棄の通報件数が増加していることから、便乗投棄がされないよう、大船渡保健福祉環境センター、市公衆衛生組合連合会、市環境保全推進協議会などの関係機関と連携しながら、監視・啓発活動に力を注ぐ必要がある。 不法投棄を防止するため、投棄されにくい環境整備や子どもの頃からの意識啓発などを図っていく必要がある。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		●		維持			×	低下		×	×
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上		●																			
	維持			×																		
	低下		×	×																		

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
1 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) → 3 終了・廃止・休止	岩手県及び関係団体等と連携を図り、監視、啓発活動に工夫を凝らしながら、継続して事業を実施する。